

令和 6 年 1 2 月行田市議会定例会 条例案新旧対照表

番 号	件 名	ページ
議案第 7 7 号	行田市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例	1 ～ 2
議案第 7 8 号	行田市学童保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例	3
議案第 7 9 号	行田市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	4 ～ 5
議案第 8 0 号	行田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	6
議案第 8 1 号	行田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	7 ～ 11
議案第 8 2 号	行田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例	12 ～ 15

行田市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後			改正前		
別表（第9条関係）			別表（第9条関係）		
名称 行田市コミュニティセンターみずしろ	区分	使用料（1時間当たり）	名称 行田市コミュニティセンターみずしろ	区分	使用料（1時間当たり）
	101会議室	円 220		101会議室	円 220
	ギャラリー	450（ただし、午前利用の場合は1,450円とし、午後利用の場合は1,450円とし、夜間利用の場合は1,800円とし、1日利用の場合は4,700円とする。）		ギャラリー	450
	大広間	300		大広間	300
	（略）			（略）	
（略）			（略）		
備考			備考		
1～4 （略）			1～4 （略）		
5 午前利用とは午前9時から午後1時まで、午後利用とは午後1時から午後5時まで、夜間利用とは午後5時から午後9時30分まで、					

改正後	改正前
<u>1 日利用とは午前 9 時から午後 9 時 3 0 分までの利用をいう。</u>	

行田市学童保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																		
(名称及び位置) 第2条 学童保育室の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>行田市泉太井第一学童保育室</td><td>行田市大字持田70番地</td></tr> <tr> <td>行田市泉太井第二学童保育室</td><td>行田市大字持田70番地</td></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </table>	名称	位置	(略)		行田市泉太井第一学童保育室	行田市大字持田70番地	行田市泉太井第二学童保育室	行田市大字持田70番地	(略)		(名称及び位置) 第2条 学童保育室の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>行田市泉太井学童保育室</td><td>行田市大字持田70番地</td></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </table>	名称	位置	(略)		行田市泉太井学童保育室	行田市大字持田70番地	(略)	
名称	位置																		
(略)																			
行田市泉太井第一学童保育室	行田市大字持田70番地																		
行田市泉太井第二学童保育室	行田市大字持田70番地																		
(略)																			
名称	位置																		
(略)																			
行田市泉太井学童保育室	行田市大字持田70番地																		
(略)																			

行田市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(基本方針) 第2条 (略) 2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。 (職員の員数) 第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数（<u>地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）</u>）によることができる。次項において同じ。）は、原則として次のとおりとする。 (1)～(3) (略) <u>2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに前項第1号から第3号までに掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ前項に規定する基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、前項第1号から第3号までに掲げる者のう</u>	(基本方針) 第2条 (略) 2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）<u>第140条の66第1号ロ(2)</u>に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。 (職員の員数) 第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。 (1)～(3) (略)

改正後	改正前
<u>ちから2人とする。</u> <u>3</u> 第1項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会において地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると認められた場合は、<u>当該地域包括支援センターの人員配置基準</u>は、担当する区域において次の各号に掲げる第1号被保険者の数に応じ、<u>それぞれ当該各号に定めるところによる</u>ことができる。 (1) おおむね1,000人未満 <u>第1項各号</u>に掲げる者のうちから1人又は2人 (2) おおむね1,000人以上2,000人未満 <u>第1項各号</u>に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。） (3) おおむね2,000人以上3,000人未満 専ら職務に従事する常勤の職員のうちから、<u>第1項第1号</u>に掲げる者を1人及び同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人	<u>2</u> 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会において地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると認められた場合は、<u>地域包括支援センターの人員配置基準</u>は、担当する区域において次の各号に掲げる第1号被保険者の数に応じ、<u>当該各号に定めるところによる</u>ことができる。 (1) おおむね1,000人未満 <u>前項各号</u>に掲げる者のうちから1人又は2人 (2) おおむね1,000人以上2,000人未満 <u>前項各号</u>に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。） (3) おおむね2,000人以上3,000人未満 専ら職務に従事する常勤の職員のうちから、<u>前項第1号</u>に掲げる者を1人及び同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

行田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(指定介護予防支援の業務の委託) 第14条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。 (2)～(4) (略)	(指定介護予防支援の業務の委託) 第14条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。 (2)～(4) (略)

行田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(課税額) 第2条 (略) 2 (略) 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は<u>24万円</u>とする。 4 (略) (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（第5条及び第7条において「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の7.6</u>を乗じて算定する。 2 (略) (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>36,000円</u>とする。 (後期高齢者支援金等課税被保険者に係る所得割額) 第5条 第2条第3項の所得割額は、後期高齢者支援金等課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.6</u>を乗じて算定する。	(課税額) 第2条 (略) 2 (略) 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は<u>22万円</u>とする。 4 (略) (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（第5条及び第7条において「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の7.2</u>を乗じて算定する。 2 (略) (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>28,000円</u>とする。 (後期高齢者支援金等課税被保険者に係る所得割額) 第5条 第2条第3項の所得割額は、後期高齢者支援金等課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.3</u>を乗じて算定する。

改正後	改正前
(後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第6条 第2条第3項の被保険者均等割額は、後期高齢者支援金等課税被保険者1人について<u>14,500円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第7条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.5</u>を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第8条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>15,000円</u>とする。 (国民健康保険税の減額) 第20条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに規定する額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに規定する額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合には、<u>24万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からウに規定する額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得につ	(後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第6条 第2条第3項の被保険者均等割額は、後期高齢者支援金等課税被保険者1人について<u>11,000円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第7条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.9</u>を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第8条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>12,000円</u>とする。 (国民健康保険税の減額) 第20条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに規定する額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに規定する額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超える場合には、<u>22万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からウに規定する額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得につ

改正後	改正前
いて同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>25,200円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>10,150円</u> ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>10,500円</u> (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）	いて同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>19,600円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>7,700円</u> ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>8,400円</u> (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

改正後	改正前
ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>18,000円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>7,250円</u> ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>7,500円</u> (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>7,200円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>2,900円</u> ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>3,000円</u> 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である国民健康保険の被保険者（以下この項において「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課	ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>14,000円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>5,500円</u> ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>6,000円</u> (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>5,600円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>2,200円</u> ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>2,400円</u> 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である国民健康保険の被保険者（以下この項において「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課

改正後	改正前
する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額 ア 前項第 1 号アに規定する金額を減額した世帯 <u>5, 4 0 0 円</u> イ 前項第 2 号アに規定する金額を減額した世帯 <u>9, 0 0 0 円</u> ウ 前項第 3 号アに規定する金額を減額した世帯 <u>1 4, 4 0 0 円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>1 8, 0 0 0 円</u> (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額 ア 前項第 1 号イに規定する金額を減額した世帯 <u>2, 1 7 5 円</u> イ 前項第 2 号イに規定する金額を減額した世帯 <u>3, 6 2 5 円</u> ウ 前項第 3 号イに規定する金額を減額した世帯 <u>5, 8 0 0 円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>7, 2 5 0 円</u> 3 (略)	する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額 ア 前項第 1 号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4, 2 0 0 円</u> イ 前項第 2 号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7, 0 0 0 円</u> ウ 前項第 3 号アに規定する金額を減額した世帯 <u>1 1, 2 0 0 円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>1 4, 0 0 0 円</u> (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額 ア 前項第 1 号イに規定する金額を減額した世帯 <u>1, 6 5 0 円</u> イ 前項第 2 号イに規定する金額を減額した世帯 <u>2, 7 5 0 円</u> ウ 前項第 3 号イに規定する金額を減額した世帯 <u>4, 4 0 0 円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>5, 5 0 0 円</u> 3 (略)

行田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(布設工事監督者の資格) 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）<u>において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> (2) 学校教育法による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、<u>4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）又は高等専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（<u>専門職大学前期課程にあつては、修了した後。次号において同じ。）</u>、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（<u>2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u>） (4) <u>短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> (5) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を	(布設工事監督者の資格) 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）<u>の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、<u>3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（<u>同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後</u>）、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (4) 学校教育法による高等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

改正後	改正前
<u>有する者（３年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> (6) <u>高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、８年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（４年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> (7) <u>第１号又は第２号の卒業生であって、学校教育法による大学院研究科において１年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第１号の卒業生にあっては２年以上、第２号の卒業生にあっては３年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（第１号の卒業生にあっては１年以上、第２号の卒業生にあっては１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> (8) <u>外国の学校において、第１号から第６号までに規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の２分の１以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> (9) <u>技術士法（昭和５８年法律第２５号）第４条第１項に規定する第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、１年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> (10) <u>建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）第３４条第１項及び第２項に規定する土木施工管理に係る１級の技術検定に合格した者であって、３年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u>	(5) 第１号又は第２号の卒業生であって、学校教育法による大学院研究科において１年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第１号の卒業生に<u>あつては１年以上</u>、第２号の卒業生に<u>あつては２年以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を<u>有するもの</u> (6) 外国の学校において、<u>第１号若しくは第２号に規定する課程及び学科目又は第３号若しくは第４号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (7) 技術士法（昭和５８年法律第２５号）第４条第１項の<u>規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）</u>であって、１年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を<u>有するもの</u>

改正後	改正前
<u>る者に限る。)</u> (11) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。） （水道技術管理者の資格） 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) <u>前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、<u>同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (3) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）後、同条第1号に規定する学校を卒業した者	(8) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 （水道技術管理者の資格） 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) <u>前条の規定により水道の布設工事監督者たる資格を有する者</u> (2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、<u>同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (3) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期

改正後	改正前
については5年以上、同条第3号に規定する<u>学校を卒業した者</u>（専門職大学前期課程の<u>修了した者</u>を含む。次号において同じ。）については7年以上、<u>同条第5号に規定する学校を卒業した者</u>については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (4) 外国の学校において、<u>第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程</u>に相当する<u>課程</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (5) <u>技術士法第4条第1項に規定する第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (6) <u>建設業法施行令第34条第1項及び第2項に規定する土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (7) (略) (8) (略)	<u>課程</u>』という。）」を修了した場合を含む。）後、同条第1号に規定する<u>学校の卒業者</u>については5年以上、同条第3号に規定する<u>学校の卒業者</u>（専門職大学前期課程の<u>修了者</u>を含む。次号において同じ。）については7年以上、<u>同条第4号に規定する学校の卒業者</u>については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (4) 外国の学校において、<u>第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (5) (略) (6) (略)